

四半期報告書

(第190期第2四半期)

ヤマハ株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【四半期会計期間】 第190期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中田 卓也

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【電話番号】 053(460)2158

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 西山 靖

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目17番11号
ヤマハ株式会社人事・総務部東京事務所

【電話番号】 03(5488)6611

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 小山 隆春

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社人事・総務部東京事務所
(東京都港区高輪二丁目17番11号)
ヤマハ株式会社人事・総務部大阪事務所
(大阪市此花区島屋六丁目2番82号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第189期 第2四半期 連結累計期間	第190期 第2四半期 連結累計期間	第189期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	176,831	197,673	366,941
経常利益 (百万円)	6,107	13,474	8,580
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,349	12,506	4,122
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△15,437	23,481	25,747
純資産額 (百万円)	189,981	248,579	229,636
総資産額 (百万円)	348,767	424,288	390,610
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	17.30	64.59	21.29
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.7	57.9	58.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,647	4,301	7,755
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,820	△2,505	△12,617
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,117	8,555	△5,536
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	48,799	60,876	49,464

回次	第189期 第2四半期 連結会計期間	第190期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.71	34.54

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下の通りであります。

(楽器事業及び音響機器事業)

当社は、平成25年4月1日付で当社が営む国内楽器・音響機器卸販売事業及び教室事業を吸収分割によりヤマハミュージックトレーディング㈱に承継させており、同社はヤマハエレクトロニクスマーケティング㈱とヤマハミュージックリース㈱を吸収合併し、㈱ヤマハミュージックジャパンに社名変更しております。また、同日付で㈱ヤマハミュージック東京を含む国内楽器小売販売子会社8社は合併し、㈱ヤマハミュージックリテイリングに社名変更しております。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における当社及び連結子会社を取り巻く経済環境は、海外においては、米国では景気は緩やかに回復しているものの、欧州では景気の低迷が続いております。また、中国をはじめとする新興国では経済成長が減速しており、全体的に先行き不透明な状況が続いております。一方国内においては、円安、株価上昇が進み、製造業を中心に企業収益が改善しており、景気を持ち直しが見られます。

当社グループは、このような状況の中、平成24年7月31日に発表いたしました国内事業構造改革の基本方針に基づき、海外生産拠点と同様に国内生産経営の可視化とガバナンス強化、グローバルレベルでの迅速な経営判断を図るべく、平成25年10月31日の取締役会において、当社の国内における楽器・音響機器の生産事業を、平成26年4月1日（予定）付で会社分割し、当社100%出資子会社3社に承継させることを決議いたしました。この再編により、共通機能や生産負荷の相互補完と合理化を進め、中長期的な生産規模を見極めつつ、コスト構造改革による一層の製造原価低減を図ってまいります。具体的には、ピアノ生産事業を山梨工芸株式会社に、管楽器生産事業をヤマハミュージッククラフト株式会社、電子楽器・音響機器生産事業をディーエス株式会社それぞれ承継させます。また、分割期日をもって、山梨工芸株式会社は株式会社ヤマハピアノ製造に、ヤマハミュージッククラフト株式会社は株式会社ヤマハミュージカルプロダクツに、ディーエス株式会社は株式会社ヤマハミュージックエレクトロニクスに社名を変更いたします。

当第2四半期連結累計期間の販売の状況につきましては、前年同期に比べ208億42百万円（11.8%）増加し、1,976億73百万円となりました。為替による増収影響約235億円により、その他の事業を除く全てのセグメントにおいて前年同期に比べて増収となりました。

当第2四半期連結累計期間の損益につきましては、営業利益は、為替による増収影響等により、前年同期に比べ68億62百万円（100.7%）増加し、136億74百万円となりました。経常利益は、前年同期に比べ73億66百万円（120.6%）増加し、134億74百万円となりました。税金等調整前四半期純利益は、前年同期に比べ89億60百万円（165.1%）増加し、143億87百万円となりました。四半期純利益は、前年同期に比べ91億56百万円（273.4%）増加し、125億6百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より、組織変更に伴い、従来の「AV・IT」事業を「音響機器」事業に名称変更しております。また、セグメント区分を見直し、業務用音響機器を「楽器」事業から「音響機器」事業に変更しております。前年同期比の金額、増減率については、変更後の区分方法により計算し記載しております。

① 楽器事業

当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ119億17百万円（10.4%）増加し、1,269億24百万円となりました。為替による増収影響約154億円を除いた売上高は、前年同期に比べ約35億円の減収となりました。

商品別には、ピアノは、国内での販売が前年同期を下回りましたが、北米で好調に推移したことに加え、為替影響もあり、増収となりました。電子楽器は、デジタルピアノが売上げを伸ばしましたが、ポータブルキーボードの欧州及び新興国での販売が振るいませんでした。管弦打楽器は、管楽器が北米で、ギターが国内及び北米、中国で好調に推移しました。音楽教室による収入は、微減となりました。

営業利益は、前年同期に比べ48億30百万円（102.2%）増加し、95億56百万円となりました。

② 音響機器事業

当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ71億94百万円（17.3%）増加し、487億30百万円となりました。為替による増収影響約75億円を除いた売上高は、前年同期に比べ約3億円の減収となりました。

商品別には、オーディオは、欧州及び新興国で売上げを伸ばし、北米でも堅調に推移しました。業務用音響機器は、設備音響機器市場で売上げ伸び悩みが継続しています。ネットワーク機器は、ルーター及び会議システムが国内で売上げを伸ばしたほか、業務用通信カラオケ機器の受注が好調に推移しています。

営業利益は、前年同期に比べ3億36百万円（14.7%）増加し、26億22百万円となりました。

③ 電子部品事業

当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ22億48百万円（28.5%）増加し、101億44百万円となりました。

商品別には、スマートフォンの需要拡大に伴い、地磁気センサー（電子コンパス）及びコーデックが売上げを伸ばし、増収となりました。

営業利益は11億88百万円（前年同期は、営業損失9億40百万円）となりました。

④ その他の事業

当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ5億17百万円（4.2%）減少し、118億74百万円となりました。

商品別には、自動車用内装部品は前連結会計年度の第1四半期に納入先のモデルチェンジによる需要があったことから、減収となりました。FA機器は国内での受注が減速し、減収となりました。ゴルフ用品は、韓国を中心とする海外で売上げを伸ばしたものの、国内で苦戦し、減収となりました。国内のリゾート事業は、ほぼ前年並みの売上げとなりました。

営業利益は、前年同期に比べ4億32百万円（58.5%）減少し、3億7百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

総資産は、前連結会計年度末から336億78百万円（8.6%）増加し、4,242億88百万円となりました。

このうち、流動資産は、たな卸資産、受取手形及び売掛金の増加等により、250億33百万円（12.6%）増加し、2,229億36百万円となりました。また、固定資産は、時価のあるその他有価証券の時価上昇に伴う投資有価証券の増加等により、86億44百万円（4.5%）増加し、2,013億52百万円となりました。

② 負債

負債は、前連結会計年度末から147億35百万円（9.2%）増加し、1,757億9百万円となりました。

このうち、流動負債は、短期借入金の増加等により、94億4百万円（13.1%）増加し、809億55百万円となりました。また、固定負債は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。）を早期適用したことによる退職給付に係る負債の増加等に伴い、53億31百万円（6.0%）増加し、947億54百万円となりました。

③ 純資産

純資産は、前連結会計年度末から189億42百万円（8.2%）増加し、2,485億79百万円となりました。四半期純利益による利益剰余金の増加、為替換算調整勘定の変動、「退職給付会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」を早期適用したことに伴う利益剰余金及び退職給付に係る調整累計額の計上等によります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間において現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、111億92百万円増加（前年同期は72億37百万円減少）し、期末残高は608億76百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は、主として税金等調整前四半期純利益により、43億1百万円（前年同期に使用した資金は46億47百万円）となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果使用した資金は、主として有形固定資産の取得による支出により、25億5百万円（前年同期に使用した資金は58億20百万円）となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果得られた資金は、主として短期借入金の増加により、85億55百万円（前年同期に得られた資金は51億17百万円）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス・環境・安全・地域社会への貢献等、企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値・ブランド価値の向上に努めております。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行うことにより、効率的かつ透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。当社は、株主、顧客、従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。それぞれのステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力をしております。

中期経営計画YMP2016では、全体を「アコースティック楽器事業」、「エレクトロニクス事業」、「教育・余暇事業」、「産業用部品・機械事業」の4つの事業領域に括り直し、それぞれの事業領域でメリハリを付けた戦略を構築して、既存事業の着実な成長と新たな事業の開発を図るとともに、各事業領域の中で、コアコンピタンスを最大限に活用して、シナジー効果の創出にも力を入れてまいります。

また、当社は、取締役会の意思決定の迅速化・監督機能強化、業務執行力強化等を図るため、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、役員人事委員会の設置、内部監査部門の整備等をとおして積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の承認を受け、新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下、本プラン）の更新をしております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、買付者等）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

本プランは、（i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する場合を対象とします。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、所定の場合、株主の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認することがあります。

独立委員会は、買付者等からの必要情報を受領してから原則として最長90日を経過するまでの間に上記の判断を行い、当社取締役会に実施・不実施の勧告をします。この期間内において、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会からも情報・意見を取得し、判断の材料とすることがあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。また、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認するための総会決議があった場合、当社取締役会はこれに従います。

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(イ)本プランに定める手続を遵守しない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(ロ)以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- ・ 当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等として本プランで定められた買付等である場合
- ・ 強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ・ 買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切な買付等である場合
- ・ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会または株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をすることとしており、手続の透明性を確保しております。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に本プランは、(i)経済産業省及び法務省による買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、(ii)株主総会において株主の承認をもって更新されたものであり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することができるものとされていること、(iii)有効期間を約3年間とし、有効期限の満了前であっても、株主総会の決議により廃止が可能であること、(iv)発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされていること、(v)予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、(vi)当社取締役の任期が1年であることから、毎年取締役の選任を通じて、株主の意向を反映させることが可能なことなどにより、公正性・客観性が担保されており、高度な合理性を有し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の詳細を、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://jp.yamaha.com/>

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、107億28百万円であります。

当第2四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の重要な変更は、次のとおりであります。

当社は平成25年8月1日付で組織改正を行い、アコースティック事業本部、エレクトロニクス事業本部、研究開発本部を解消し、楽器・音響生産本部、楽器・音響開発本部を新設して、楽器・音響営業本部を含めた機能別組織としました。この組織改正に伴う研究開発活動に関する体制及びその目的は以下のとおりであります。

各事業本部にあった商品開発機能と研究開発本部にあった全社の基盤となる要素技術の強化及び新規事業創出のための研究開発機能を開発本部に統合し、それらの連携をより密にして、相互触発による活性化を図ります。

また、研究開発本部にあった新規事業開発機能は、社長直結部門として新設した事業開発部に移管し、社内外のリソースを積極的に活用できるようにして、成長戦略のスピードアップを図ります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	197,255,025	197,255,025	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	197,255,025	197,255,025	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	—	197,255,025	—	28,534	—	40,054

(6) 【大株主の状況】

(平成25年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	16,258	8.24
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,759	6.47
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	10,326	5.24
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟)	8,555	4.34
株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	8,349	4.23
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	8,008	4.06
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	7,300	3.70
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6,304	3.20
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,323	2.19
資産管理サービス信託銀行株式会 社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	2,651	1.34
計	—	84,838	43.01

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	16,258千株
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	12,759千株
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	4,323千株
資産管理サービス信託銀行 株式会社(証券投資信託口)	2,651千株

2 上記のほか当社所有の自己株式3,625千株(1.84%)があります。

3 株式会社みずほ銀行は、上記以外に当社株式1,557千株をみずほ信託銀行株式会社へ信託財産として委託しております。内707千株については、信託契約書上、議決権の行使を放棄しており、850千株については、株式会社みずほ銀行が指図権を留保しております。

4 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成24年4月19日付(報告義務発生日 平成24年4月13日)で提出された大量保有報告書に関する変更報告書により同社の共同保有者(計3名)が次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	6,337	3.21
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	493	0.25
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	3,975	2.02
計	—	10,806	5.48

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成25年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,625,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 193,433,400	1,934,334	—
単元未満株式	普通株式 195,925	—	—
発行済株式総数	197,255,025	—	—
総株主の議決権	—	1,934,334	—

② 【自己株式等】

(平成25年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤマハ株式会社	浜松市中区中沢町 10番1号	3,625,700	—	3,625,700	1.84
計	—	3,625,700	—	3,625,700	1.84

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,445	62,706
受取手形及び売掛金	※3 52,069	※3 57,884
有価証券	250	—
商品及び製品	54,647	62,801
仕掛品	14,090	14,297
原材料及び貯蔵品	13,276	13,422
その他	13,211	13,118
貸倒引当金	△1,088	△1,294
流動資産合計	197,902	222,936
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	36,845	36,400
機械装置及び運搬具（純額）	11,887	12,263
工具、器具及び備品（純額）	9,518	9,680
土地	49,634	49,612
リース資産（純額）	336	325
建設仮勘定	2,104	1,879
有形固定資産合計	110,325	110,162
無形固定資産		
投資その他の資産	3,224	3,234
投資有価証券	71,568	79,713
その他	8,181	8,566
貸倒引当金	△591	△324
投資その他の資産合計	79,157	87,955
固定資産合計	192,707	201,352
資産合計	390,610	424,288

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 20,339	※3 22,147
短期借入金	9,360	19,937
1年内返済予定の長期借入金	486	32
未払金及び未払費用	31,309	27,717
未払法人税等	1,582	2,739
引当金	2,710	2,663
その他	5,761	5,717
流動負債合計	71,550	80,955
固定負債		
長期借入金	165	149
退職給付引当金	41,148	—
退職給付に係る負債	—	43,502
その他	48,108	51,102
固定負債合計	89,422	94,754
負債合計	160,973	175,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,534	28,534
資本剰余金	40,054	40,054
利益剰余金	140,473	159,398
自己株式	△3,699	△3,702
株主資本合計	205,363	224,285
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	34,810	40,304
繰延ヘッジ損益	△41	△75
土地再評価差額金	17,184	17,139
為替換算調整勘定	△30,443	△26,255
退職給付に係る調整累計額	—	△9,832
その他の包括利益累計額合計	21,508	21,280
少数株主持分	2,764	3,013
純資産合計	229,636	248,579
負債純資産合計	390,610	424,288

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	176,831	197,673
売上原価	112,408	125,237
売上総利益	64,422	72,436
販売費及び一般管理費	※ 57,611	※ 58,762
営業利益	6,811	13,674
営業外収益		
受取利息	222	264
受取配当金	446	681
その他	373	419
営業外収益合計	1,042	1,364
営業外費用		
売上割引	842	1,110
為替差損	604	50
その他	298	403
営業外費用合計	1,746	1,564
経常利益	6,107	13,474
特別利益		
固定資産売却益	430	102
投資有価証券売却益	173	987
特別利益合計	604	1,090
特別損失		
固定資産除却損	80	103
投資有価証券評価損	139	—
関係会社出資金評価損	76	—
減損損失	—	73
構造改革費用	988	—
特別損失合計	1,284	177
税金等調整前四半期純利益	5,427	14,387
法人税、住民税及び事業税	2,072	3,427
法人税等調整額	△162	△1,738
法人税等合計	1,909	1,689
少数株主損益調整前四半期純利益	3,518	12,698
少数株主利益	168	192
四半期純利益	3,349	12,506

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,518	12,698
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△12,833	5,474
繰延ヘッジ損益	218	△33
為替換算調整勘定	△6,341	4,462
退職給付に係る調整額	—	884
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△4
その他の包括利益合計	△18,955	10,782
四半期包括利益	△15,437	23,481
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△15,454	23,145
少数株主に係る四半期包括利益	17	335

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,427	14,387
減価償却費	5,408	5,968
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,678	△4,277
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,273	△5,902
仕入債務の増減額 (△は減少)	△131	1,082
法人税等の支払額	△1,726	△1,625
その他	1,325	△5,331
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,647	4,301
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,865	△6,448
有形固定資産の売却による収入	572	346
投資有価証券の取得による支出	—	△116
投資有価証券の売却及び償還による収入	240	3,332
関係会社株式の取得による支出	△159	—
関係会社株式の売却による収入	5	—
その他	△613	379
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,820	△2,505
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	7,284	10,093
長期借入金の返済による支出	△933	△470
自己株式の取得による支出	△7	△2
配当金の支払額	△968	△968
その他	△258	△97
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,117	8,555
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,886	841
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,237	11,192
現金及び現金同等物の期首残高	55,919	49,464
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	130	231
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△12	△12
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 48,799	※ 60,876

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、Yamaha Music India Pvt. Ltd. は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。(株)ヤマハクレジットは重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。ヤマハエレクトロニクスマーケティング(株)、ヤマハミュージックリース(株)はヤマハミュージックトレーディング(株)との経営統合により、連結の範囲から除外しております。なお、ヤマハミュージックトレーディング(株)は(株)ヤマハミュージックジャパンに社名を変更しております。(株)ヤマハミュージック東京、(株)ヤマハミュージック北海道、(株)ヤマハミュージック東北、(株)ヤマハミュージック関東、(株)ヤマハミュージック東海、(株)ヤマハミュージック中四国、(株)ヤマハミュージック九州は(株)ヤマハミュージック大阪との経営統合により、連結の範囲から除外しております。なお、(株)ヤマハミュージック大阪は(株)ヤマハミュージックリテイリングに社名を変更しております。

(持分法適用の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、(株)J E U G I Aは重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、及び割引率の変更等をいたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更等に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首のその他の包括利益累計額が10,716百万円減少し、利益剰余金が7,062百万円増加しております。なお、当第2四半期連結累計期間の損益及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(売上原価、販売費及び一般管理費の区分)

組織変更に伴い、当社及び連結生産子会社の製造機能を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、従来販売費及び一般管理費として計上されていた金額のうち、一部を売上原価として計上しております。

当該変更により、従来の方と比べて、当第2四半期連結累計期間の売上原価が2,766百万円増加し、売上総利益が同額減少しております。また、販売費及び一般管理費が3,155百万円減少し、営業利益が389百万円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務は次のとおりであります。

下記の会社の金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
浜松ケーブルテレビ(株)	262百万円	214百万円
(実質的に保証している金額)	(21百万円)	(17百万円)

2 輸出受取手形割引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
	394百万円	33百万円

※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形	258百万円	—
支払手形	6百万円	—

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	△95百万円	△95百万円
製品保証引当金繰入額	249百万円	276百万円
退職給付費用	2,322百万円	1,777百万円
人件費	24,270百万円	24,744百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金	50,043百万円	62,706百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△1,244百万円	△1,830百万円
現金及び現金同等物	48,799百万円	60,876百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	968	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	968	5.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	968	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	1,452	7.50	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	楽器	音響機器	電子部品	その他	合計	調整額	四半期連結 財務諸表 計上額
売上高							
(1) 外部顧客への 売上高	115,007	41,536	7,896	12,391	176,831		176,831
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高			430		430	△430	
計	115,007	41,536	8,327	12,391	177,262	△430	176,831
セグメント利益 又は損失 (△)	4,726	2,285	△940	739	6,811		6,811

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

売上高計の調整額△430百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書における営業利益であります。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	楽器	音響機器	電子部品	その他	合計	調整額	四半期連結 財務諸表 計上額
売上高							
(1) 外部顧客への 売上高	126,924	48,730	10,144	11,874	197,673		197,673
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高			321		321	△321	
計	126,924	48,730	10,466	11,874	197,995	△321	197,673
セグメント利益	9,556	2,622	1,188	307	13,674		13,674

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

売上高計の調整額△321百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書における営業利益であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、組織変更に伴い、従来の「AV・IT」事業を「音響機器」事業に名称変更しております。また、セグメント区分を見直し、業務用音響機器を「楽器」事業から「音響機器」事業に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

また、追加情報に記載のとおり、組織変更に伴い、当社及び連結生産子会社の製造機能を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、従来販売費及び一般管理費として計上されていた金額のうち、一部を売上原価として計上しております。

当該変更により、従来の方と比べて、当第2四半期連結累計期間の「楽器」のセグメント利益が299百万円増加、「音響機器」のセグメント利益が78百万円増加、「電子部品」のセグメント利益が3百万円増加、「その他」のセグメント利益が7百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	17.30	64.59
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,349	12,506
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,349	12,506
普通株式の期中平均株式数(千株)	193,638	193,630

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 平成25年10月31日開催の取締役会において、平成25年9月30日現在の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、剰余金の配当として、1株につき普通配当7円50銭(総額1,452,219,293円)を支払うことを決議しております。

(2) その他該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田宮 紳司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加山 秀剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中田 卓也

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社人事・総務部東京事務所
(東京都港区高輪二丁目17番11号)

ヤマハ株式会社人事・総務部大阪事務所
(大阪市此花区島屋六丁目2番82号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中田卓也は、当社の第190期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。